

令和4年5月27日

国土交通副大臣 渡辺 猛之 様

埼玉県知事 大野 元裕

## 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、依然として、新たな変異株の発生などへの懸念もある中、本県では、引き続き、高い緊張感を持ち、医療機関の負担軽減に努めるとともに、通常の日常を取り戻していくため、実効性のある感染対策と経済対策にスピード感をもって取り組んでいるところです。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への備えや熱海市での土石流災害を発端に顕在化した危険な盛土に対する規制が極めて重要であり、さらに、県民生活や社会経済活動を支える道路などのインフラ整備は欠かすことができません。

国におかれましては、本県が取り組む各種施策の推進に御理解、御協力をいただきますとともに、下記の要望事項について、御高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の強力な推進について

##### (1) 現状・課題等

近年、激甚化・頻発化する自然災害等に備え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を最大限活用し、河道掘削や調節池整備及び広域的な幹線道路網の構築などを推進している。しかし、災害リスクの高い箇所は依然として数多く残っていることから、更なる県土強靱化対策の一層の加速化を図るとともに、着実に推進する必要がある。

## (2) 要望事項

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連する各事業の計画的かつ着実な事業執行のため、必要な予算・財源を当初予算も含めた別枠で安定的に確保するとともに、予算対象事業の拡充をすること。

## 2 治水対策の強化について

### (1) 現状・課題等

激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域全体のあらゆる関係者が協働して、被害軽減に取り組む「流域治水」への展開・加速化を図り、ハード・ソフト一体の防災対策を推進する必要がある。

加えて、内陸県である本県で「流域治水」を加速化していくためには、県管理河川の合流先となる直轄河川の治水事業が極めて重要である。

### (2) 要望事項

「流域治水」の加速化を図るため、国、県、市町村が連携し流域全体で治水対策・水害リスク軽減策の強力な推進とその実施・実現に向けた体制の構築ができるよう、必要な財源・予算を確保すること。

## 3 広域幹線道路網の充実と重要物流道路の追加指定について

### (1) 現状・課題等

本県内の直轄国道等では、多くの事業が推進されているが、国道17号新大宮バイパスや国道4号などにおいて慢性的な渋滞が発生していることから、地域経済の活性化や防災上の観点からも一日も早い整備が必要である。また、主要な幹線道路は、平常時及び災害時における首都圏全体の道路網の強化に資する事業であることから、重要物流道路として指定し、早期に開通させる必要がある。

### (2) 要望事項

首都圏の広域的な幹線道路網の強化・充実のため、新大宮上尾道路など本県の直轄国道等における事業中区間の整備の推進及び未事業化区間の早期事業化を図ること。併せて、直轄国道等を補完する国道254号バイパスをはじめとした県管理道路における一般広域道路について重要物流道路の事業区間に指定し補助事業として重点支援を実施すること。

## 4 工事情報共有システム（ASP方式）の標準化について

### （1）現状・課題等

本県では、令和3年度からASP方式の工事情報共有システムを試行導入している。

ASPを利用した受発注者へのアンケート結果では、施工管理全般の効率化が図られることから、利用者の8割以上が今後も利用を希望しており、本県では、さらなる普及拡大を図っていくこととしている。

本県のASP事業者選定では、工事書類を本県独自の書式に「カスタマイズ」できること、及びシステムに不慣れな受発注者を支援するため、「研修・ヘルプデスク対応」が可能であることを国土交通省の機能要件に付加し、また、現場を効率よく管理するために「遠隔臨場機能」を必須とするなど、さらなる機能要件の拡充を図っている。

このため、国の発注工事で選定しているASP事業者とは、必ずしも同じASP事業者を選定できない場合があり、受注者から使い慣れたシステムを利用したいとの意見が寄せられている。

今後、国、地方公共団体に係るすべての受発注者の生産性の向上を図るためには、工事情報共有システムの普及拡大を図る必要がある。

### （2）要望事項

- ① 地方公共団体の意見を汲み上げ、工事書類のさらなる「書式の標準化」を進めること。また、標準化が困難な場合における代替策として、「カスタマイズ」への対応を機能要件とすること。
- ② システムに不慣れな受発注者を支援するため、「研修・ヘルプデスク対応」が可能であることを機能要件に付加すること。
- ③ 現場を効率よく管理することができる「遠隔臨場機能」を必須要件とすること。

## 5 宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域の指定範囲について

### （1）現状・課題等

令和4年5月20日に成立した法律では、宅地造成等工事規制区域の指定範囲について、市街地等区域において指定できると定められている。

こうした宅地造成等工事規制区域や、更には特定盛土等規制区域で指定できる範囲を外れた場所においても、公共公益施設の利用者などがおり、安全を確保する必要がある。

## (2) 要望事項

今後公表される政省令や運用指針等で、規制区域の指定可能な範囲について、地域の実情に応じた柔軟な指定ができるようにするとともに、明確化すること。

## 6 観光関連事業者への継続的な支援等について

### (1) 現状・課題等

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、県境をまたぐ移動にワクチン検査パッケージが義務付けられているわけではないため、地域観光事業支援のみにワクチン検査パッケージを適用することは適切ではないと考える。また、都道府県ごとに制度の運用が異なることで利用者が混乱することから地域ブロックごとに統一的なルールを定める必要がある。

あわせて、国のG o T oトラベル事業は、第6波により開始時期が遅れているが、開始が遅れたのであれば、終期も延長するなど感染状況に応じた支援とすべきものとする。

### (2) 要望事項

- ① 地域観光事業支援におけるワクチン検査パッケージの適用等を不要とすること。また、利用者の混乱を避けるため、地域ブロックごとの統一的なルールを定めること。
- ② G o T oトラベル事業の再開など各種支援策を今後も実施すること。また、観光需要を十分に喚起できるような割引率を設定するなど、効果的な支援制度とすること。